

# 警視庁犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程

昭和55年12月25日

訓令甲第20号

存続期間

[沿革] 平成 7年 1月 訓令甲第2号(い)  
8年 9月 同第19号(ろ)  
10年 3月 同第5号(は)  
13年 6月 同第21号(に)  
14年 3月 同第6号(ほ)  
16年12月 同第32号(へ)  
19年 6月 同第19号(と)  
20年 6月 同第24号(ち)  
26年 5月 同第21号(り)  
29年10月 同第32号  
令和 5年 7月 同第21号改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の裁定に関し、適正かつ効率的な事務処理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。（に、ち）

### (準拠)

第2条 給付金の裁定に関する事務（以下「裁定事務」という。）の取扱いについては、法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）等に定め

るもののほか、この規程の定めるところによる。（に、と、ち）

（取扱い上の心構え）

第3条 裁定事務を取り扱う職員は、給付金の支給を受けようとする者の立場を十分しんしゃくしながら、懇切に必要な手続を教示するとともに、迅速にして的確な事務処理によって、裁定事務の取扱いが適正に行われるよう配意するものとする。

（取扱責任者）

第4条 警視庁犯罪被害者支援室、警察署及び高速道路交通警察隊に裁定事務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。（ろ、に、と）

（取扱責任者の任務）

第5条 取扱責任者の任務は、次のとおりとする。（ろ、に、ち）

- (1) 給付金に係る相談に関すること。
- (2) 規則様式第1号の遺族給付金支給裁定申請書、規則様式第2号の重傷病給付金支給裁定申請書及び規則様式第3号の障害給付金支給裁定申請書（以下「申請書」という。）並びに届出書（規則第19条に規定する損害賠償の受領の届出に係る書面をいう。以下同じ。）の記載内容の確認に関すること。
- (3) 関係法令等の指導教養に関すること。

第2章 給付制度の教示（は、に）

第6条 警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、別表に掲げるような犯罪により法第2条第2項に規定する犯罪被害に該当すると認められる被害が発生したときは、犯罪被害者又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の精神的被害の状況、捜査の進展状況等を考慮した上で、早期に犯罪被害給付制度（以下「給付制度」という。）を教示するものとする。ただし、犯罪被害者等に給付制度を教示することが好ましくないときは、教示しないことができる。（は、に、と、ち）

第3章 申請の受理及び調査等

（申請書等の受理）

第7条 企画課長及び警察署長等は、給付金の支給を受けようとする者から公安委員会に対

して申請書（添付書類を含む。以下同じ。）又は届出書が提出されたときは、これを受理するものとする。（ろ、に、と）

- 2 企画課長及び警察署長等は、申請書又は届出書を受理したときは、速やかに公安委員会に送付するものとする。この場合、警察署長等は、企画課長を経由して送付するものとする。

（相互連絡）

第8条 企画課長及び申請書又は届出書を受理した警察署長等は、相互に緊密な連絡を行い、裁定事務の適正を期するものとする。（ろ、に、と）

（裁定のための調査等）

第9条 企画課長は、法第13条第1項及び第2項に規定する裁定のための調査等を行うものとする。（ろ、に）

（照会に対する回答）

第10条 所属長は、道府県公安委員会から裁定に必要な事項についての照会を受けたときは、その旨を総務部長（企画課長経由。以下同じ。）に速報した後、速やかに回答するものとする。ただし、照会事項に疑義があると認めるとき又は回答することに著しい支障があると認めるときは、事前に企画課長及び照会事項を主管する所属の長と協議しなければならない。（ろ、に）

- 2 前項に規定する回答を行った所属長は、回答内容を記載した書面の写しを総務部長に送付するものとする。

（申請の却下）

第11条 企画課長は、申請者に法第13条第3項の規定に該当する事由があると認めるときは、当該申請に係る事件を主管する課長（以下「事件主管課長」という。）と協議した後、公安委員会に報告するものとする。（ろ、に、と）

- 2 企画課長は、申請が却下されたときは、規則様式第5号の犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（以下「申請却下通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 3 企画課長は、前項に規定する申請の却下が警察署長等の受理に係るものであるときは、当該警察署長等を経由して通知するものとする。

## 第4章 給付金の裁定

(裁定原案の作成)

第12条 企画課長は、公安委員会の裁定に必要な資料が整ったときは、裁定原案を作成し、これを事件主管課長と協議するものとする。(ろ、に)

(裁定原案の報告)

第13条 企画課長は、事件主管課長と協議した裁定原案を公安委員会に報告するものとする。(ろ、に)

(裁定の通知)

第14条 企画課長は、給付金の支給に関する裁定があったときは、規則様式第4号の犯罪被害者等給付金支給裁定通知書(以下「裁定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。この場合、給付金の支給を受けるべき者には、規則様式第7号の犯罪被害者等給付金支払請求書を併せて交付するものとする。(ろ、に、と)

2 企画課長は、前項に規定する裁定が警察署長等の受理に係るものであるときは、当該警察署長等を経由して通知するものとする。

## 第5章 仮給付金の決定

第15条 企画課長は、法第12条第1項の規定による仮給付金の支給を必要と認めるときは、事件主管課長と協議した後、公安委員会に報告するものとする。(ろ、は、に、と、ち)

2 企画課長は、仮給付金を支給する旨の決定があったときは、規則様式第6号の仮給付金支給決定通知書(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。この場合、規則様式第7号の仮給付金支払請求書を併せて交付するものとする。

3 企画課長は、前項に規定する決定が警察署長等の受理に係るものであるときは、当該警察署長等を経由して通知するものとする。

## 第6章 報告等

(発生報告)

第16条 警察署長等は、第6条に規定する被害が発生したときは、速やかにその概要を総務部長に報告するとともに、事後、関係資料を送付するものとする。(ろ、は、に、と)

(警察庁への送付)

第17条 総務部長は、給付金の支給に関する裁定、申請の却下又は仮給付金を支給する旨の決定があったときは、直ちに、次の書類の写しを警察庁長官官房給与厚生課長（犯罪被害者支援室長経由）に送付するものとする。（ろ、に、ほ、ち）

- (1) 裁定通知書、申請却下通知書又は決定通知書
- (2) 検討調書
- (3) 検討票

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 略〔警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正〕
- 3 略〔警視庁警察署組織規程の一部改正〕
- 4 略〔東京都公安委員会の権限に属する事務の部長等の事務処理に関する規程の一部改正〕
- 5 略〔刑法の一部改正〕

別表（第6条、第16条関係）  
給付金の支給対象となる犯罪態様

態 様	根拠法	罪 名	罰 条
殺人又は傷害と同様の罪	刑法	殺人	第199条
		傷害	第204条
		強盗殺人	第240条
		強盗傷人	第240条
		強盗・不同意性交等殺人	第241条
	暴力行為等処罰ニ関スル法律	銃砲・刀剣類使用による傷害	第1条の2
		常習的傷害	第1条の3
	人質による強要行為等の処罰に関する法律	人質殺害	第4条
	その他	上記以外の殺人又は傷害と同様の罪	
	結果的加重犯	刑法	ガス漏出等致死傷
往来妨害致死傷			第124条第2項
汽車転覆等致死			第126条第3項
浄水汚染等致死傷			第145条
水道毒物等混入致死			第146条
不同意わいせつ等致死傷			第181条
傷害致死			第205条
不同意墮胎致死傷			第216条
遺棄等致死傷			第219条
逮捕等致死傷			第221条
強盗致死傷			第240条
強盗・不同意性交等致死			第241条
建造物等損壊致死傷			第260条

	盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律	常習強盜致傷	第4条
	航空機の強取等の処罰に関する法律	航空機強取等致死	第2条
	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	航空中の航空機を墜落させる等の罪	第2条第3項
		業務中の航空機の破壊等の罪	第3条第2項
	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	危険運転致死傷	第2条及び第3条
		無免許運転による加重	第6条第1項及び同第2項
	その他	上記以外の結果的加重犯	
公共危険罪による死傷	刑法	現住建造物等放火	第108条
		激発物破裂	第117条第1項
	爆発物取締罰則	爆発物使用	第1条
	航空機の強取等の処罰に関する法律	航空機の強取等	第1条
	その他	上記以外の公共危険罪による死傷	